

監査公表第 10 号

監査結果に基づく措置について

令和 4 年 11 月 8 日付監査報告第 10 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 4 年 12 月 20 日

大牟田市監査委員	中	原	修	作
同	平	山	伸	二

大牟田市監査委員 中原修作 殿
同 平山伸二 殿

大牟田市長 関 好 孝
(保健福祉部)

行政監査の結果に基づく措置について

令和４年１１月８日付、監査報告第１０号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

(3) 補助金交付額について

(保健福祉部健康づくり課)

地域健康力アップ推進事業費補助金において、補助金の対象経費として交付要綱別表２に無償ボランティア等への弁当購入等に要する経費等は、１人当たり 700 円を超えないものと規定されている。しかしながら、健康診査普及啓発事業等の従事者 13 人に対し 1 人当たり 1,000 円の弁当が支給されており、この費用全額を補助金交付申請され、そのまま交付されていた。超過分の補助金 3,900 円の返還を求めるべきである。

収支報告書等の内容審査を徹底し、適正な補助金交付事務に努められたい。

(4) 補助金交付額及び文書の保存について

(保健福祉部福祉支援室福祉課)

雇用問題協議会に対する令和２年度の補助金交付額 270,000 円に対し、令和２年度の協議会の総支出額は 261,437 円となっているが、補助金交付額が総支出額を上回る 8,563 円については、補助金の返還を求めるべきである。

また、令和 3 年度の補助金交付申請書及び補助金交付決定の決裁書類の原本の提出を求めたが、経理書類に添付されていたコピー文書が提出され、原本の所在が不明となっている。

補助金交付事務を適正に行うとともに、収受・作成した文書は、文書規程に基づき適切に保存されたい。

【措置の状況】

(3) 補助金交付額について

(保健福祉部健康づくり課)

今回指摘を受けた超過分の補助金 3,900 円については、交付団体に返還を求め、納付済みです（令和 4 年 10 月 20 日）。

今後は補助金支出の根拠となる要綱の規定を十分に認識するとともに、適正な事務処理を行います。

(4) 補助金交付額及び文書の保存について

(保健福祉部福祉支援室福祉課)

雇用問題協議会に対する令和 2 年度の補助金交付額が令和 2 年度の協議会の総支出額を上回る 8,563 円については、協議会に補助金の返還を求め、納付済みです（令和 4 年 12 月 8 日）。

また、令和 3 年度の補助金交付申請書及び補助金交付決定の決裁書類の原本については、所在を確認しました。

今後、補助金交付事務については適正に行うとともに、収受・作成した文書は文書規程に基づき適切に保存します。